

日ラグ協発第13-293号  
平成25年8月3日

関東ラグビーフットボール協会  
会長 貴島 健治 様  
関西ラグビーフットボール協会  
会長 坂田 好弘 様  
九州ラグビーフットボール協会  
会長 徳田 昇 様

(公財) 日本ラグビーフットボール協会  
専務理事 矢部 達三



### IRB 競技に関する規定の改正(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、IRB よりこのほど、下記の通り、IRB 競技に関する規定の改正と追加の通達がありました。日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。

貴協会におかれましても加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- |    |                |        |            |
|----|----------------|--------|------------|
| 1) | 競技に関する規定第 10 条 | 医学関連事項 | (添付 1 を参照) |
| 2) | 競技に関する規定第 15 条 | 国際試合   | (添付 2 を参照) |

※ 改正施行日：2013年8月1日

以上

## 第 10 条 医学関連事項

10.1 脳震盪<sup>1</sup>

10.1.1 脳震盪は、極めて深刻に取り扱われなければならない。「IRB 脳震盪ガイドライン」には、以下の対処の手順が記されている:

- (i) 適切な資格を有している人物(当該管轄区域内の規定に従って) (ヘルスケア専門家) によって脳震盪と診断されたプレーヤー、または、
- (ii) 脳震盪を起こした疑いのあるプレーヤー

「IRB 脳震盪ガイドライン」([www.irbplayerwelfare.com](http://www.irbplayerwelfare.com))は、最新の医学に基づいて、適宜、更新されるものとする。

10.1.2 試合中、または、練習中に脳震盪と診断されたプレーヤーはすべて、必ず:

- (i) フィールドオブプレーから離れ、その日は、プレーや練習に戻ってはならない。
- (ii) 「IRB 脳震盪ガイドライン」に記載されている段階的復帰の手順を踏まなければならない。

10.1.3 脳震盪の診断を行う適切な資格を有している人物(当該管轄区域内の規定に従って) (ヘルスケア専門家)がいないなか、試合中、または、練習中に脳震盪を起こした疑いのあるプレーヤーはすべて;

- (i) 必ず、フィールドオブプレーから離れ、その日は、プレーや練習に戻ってはならない。
- (ii) 適切な資格を有している人物(当該管轄区域内の規定に従って) (ヘルスケア専門家) が診て、脳震盪を起こしているかいないか、判断を行う。
- (iii) いずれの場合においても、「IRB 脳震盪ガイドライン」に記載されている段階的復帰の手順を踏まなければならない。

10.2.4 「IRB 脳振盪ガイドライン」では、子どもや青年(18歳未満)のプレーヤーの脳振盪およびその合併症における、より高いリスクについて注意を喚起している。これらのプレーヤー達に脳震盪の疑いがある場合は、プレーへの復帰や、プレーや練習の続行をさせないように、さらなる注意が必要である。

<sup>1</sup>脳震盪は、脳への直接的または間接的は外傷的な衝撃によって引き起こされた複雑な(病態生理学的)プロセスで、一時的な脳機能障害をもたらす。プレーヤーは、意識消失を伴わずに脳震盪を起こしている場合がある。脳震盪には、時間とともに順次消失していく段階的な臨床的症候や徴候に応じた分類がある。脳震盪は、器質的損傷よりも機能的障害を反映しており、一般的な神経画像検査においては、通常、異常所見はみられない。

## 第 15 条 国際試合

### 15.3 マッチデー・ドクター

- 15.3.1 すべての国際試合において、ホスト協会がマッチデー・ドクターを指名する。マッチデー・ドクターの役割は、「IRB マッチデー・ドクターマニュアル」([www.irbplayerwelfare.com](http://www.irbplayerwelfare.com))に記載されている。マッチデー・ドクターマニュアルは、最新の医学に基づいて、適宜、更新される。